

# 事業概要

令和6年度版  
(令和5年度実績)



札幌市障がい者更生相談所



# 目 次

## I 組織・施設

---

1	所在地	1
2	機構	1
3	職員構成	1
4	施設平面図	2

## II 身体障害者更生相談所部門

---

1	役割	3
2	沿革	3
3	業務内容	3
4	年度別・区別事業実績	4
5	事業別実績	
【1】	補装具費支給判定	5
【2】	自立支援医療(更生医療)支給判定	10
【3】	身体障害者手帳の審査事務	11
【4】	身体障害者在宅訪問診査・指導	13
【5】	普及・啓発事業	14
【6】	身体障害者相談員	15
【7】	身体障害者福祉センターの指定管理業務	17
6	資料	
【1】	身体障害者手帳所持者数(部位別・等級別)	19
【2】	身体障害者手帳所持者数(部位別・区別)	21
【3】	補装具費支給状況	23

## III 知的障害者更生相談所部門

---

1	役割	25
2	沿革	25
3	業務内容	25
4	判定基準・程度区分	26
5	研修、情報提供等	27
6	グリーンクラブ	27
7	業務統計	
【1】	相談・判定内容別取扱件数	28
【2】	心理検査実施件数	31
【3】	電話及び直接相談件数	31
【4】	合併障害状況等	32
【5】	生活状況	34
【6】	知的障害者相談員	35
8	資料	
【1】	療育手帳所持者数	36
【2】	療育手帳所持者数の推移	36

# I 組織・施設

## 1 所在地

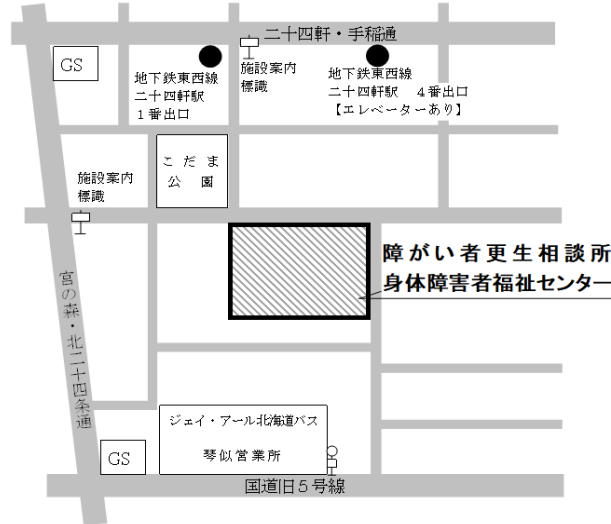
〒063-0802

札幌市西区二十四軒2条6丁目1番1号 身体障害者福祉センター3F

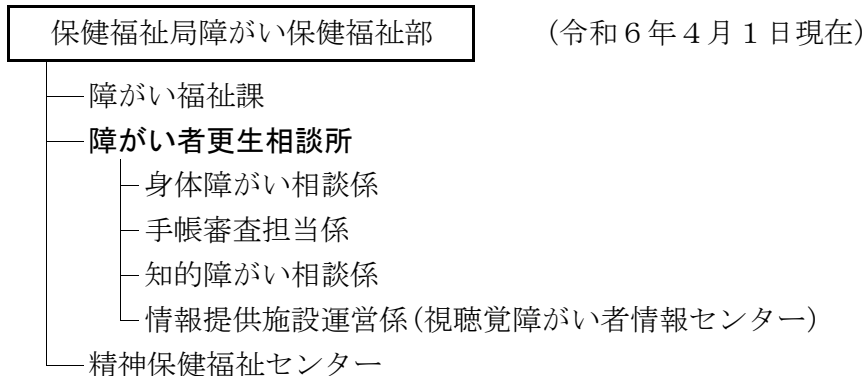
➤地下鉄東西線二十四軒駅1番出口から徒歩約2分（4番出口にエレベーターあり）

➤ジェイ・アール北海道バス「琴似営業所前」下車 徒歩5分

施設周辺図



## 2 機構



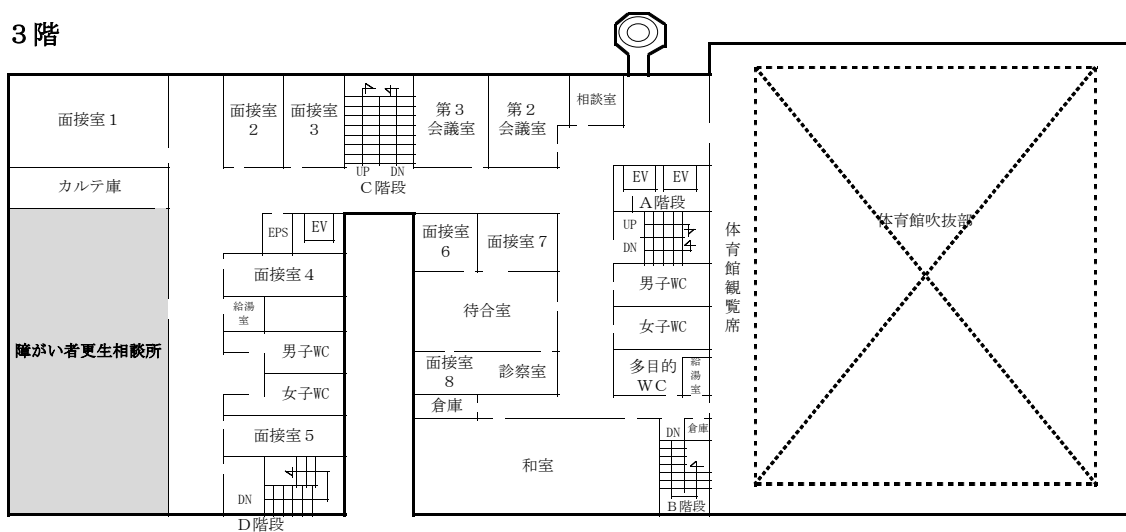
## 3 職員構成

(令和6年5月1日現在)

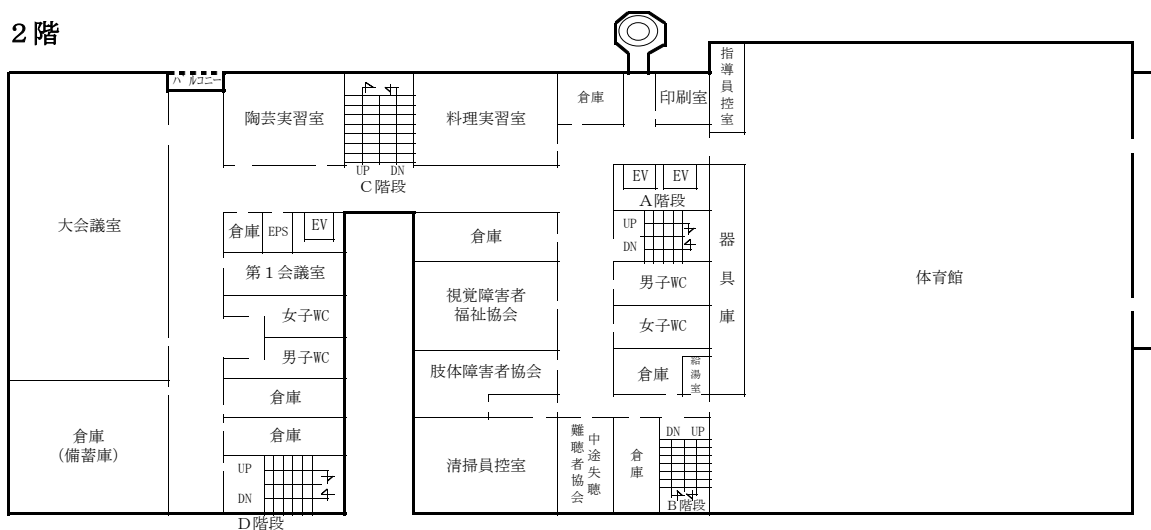
	職名	人員	備考
職員	所長(事務職)	1	
	身体障がい相談係		
	係長(事務職)	1	身体障がい相談係長
	事務職員	6	事務員(6)【うち、身体障害者福祉司5】
	技術職員	4	保健師(2)、理学療法士(2)【うち、身体障害者福祉司4】
	会計年度任用職員	4	作業療法士(1)、言語聴覚士(1)、事務員(2)
	小計	15	
	手帳審査担当係		
	係長(事務職)	1	手帳審査担当係長【身体障害者福祉司】
	知的障がい相談係		
	係長(事務職)	1	知的障がい相談係長【知的障害者福祉司】
	ケースワーカー	3	知的障害者福祉司(3)
	会計年度任用職員	2	心理判定員(2)
	小計	6	
嘱託	医師	16	眼科(1)、耳鼻咽喉科(1)、歯科口腔外科(1)、整形外科(4)、内科(7)、知的障がい判定医(2)
合計		39	

## 4 施設平面図

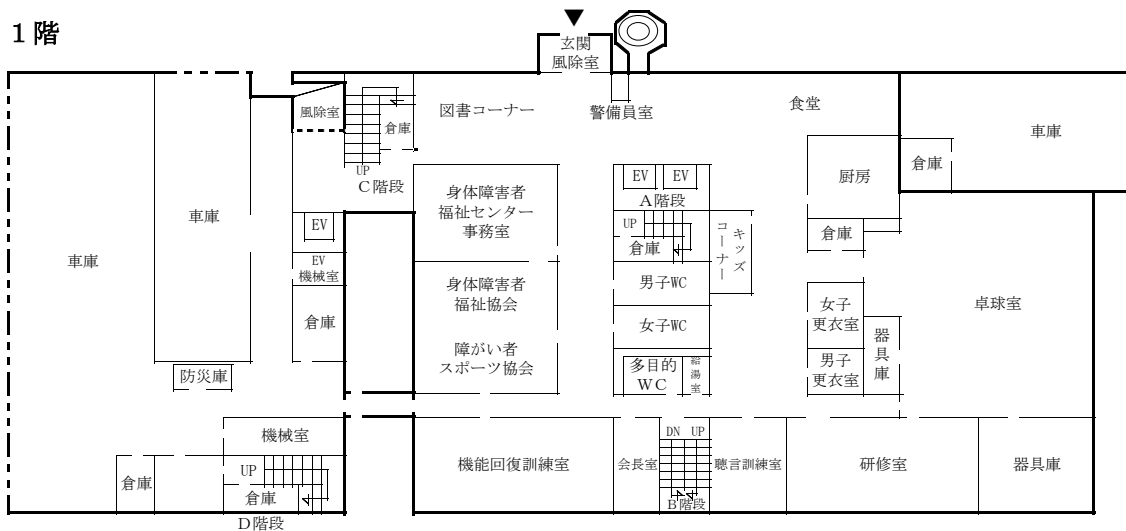
### 3階



### 2階



### 1階



## II 身体障害者更生相談所部門

### 1 役割

身体障害者更生相談所は、身体障害者福祉法第11条の規定に基づき設置された専門機関で、身体障がい者に対する更生援護の中核を担っており、医師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び身体障害者福祉司等が専門的な知識や技術が必要とされる相談支援や判定業務を行っている。

### 2 沿革

昭和	47年7月1日	政令指定都市（昭和47年4月1日）移行に伴い開設（白石区菊水南町5丁目）
	48年1月22日	手話通訳者養成事業（講習会）を開始
	49年4月1日	専従手話通訳者を配置し、手話通訳者派遣事業を開始
	50年7月1日	札幌市地方心身障害者対策協議会事務局を設置
	53年8月1日	身体障害者福祉センター（A棟）の開館に伴い移転（西区二十四軒2条6丁目）
	58年4月1日	手話通訳者養成事業・手話通訳者派遣事業を障害福祉課に移管
	61年4月1日	機構改編により身体障害者福祉センターと身体障害者更生相談所が統合（身体障害者更生相談所の名称は引き続き使用）
	62年4月1日	身体障害者福祉センター（B棟）を増築
平成	2年4月1日	札幌市地方心身障害者対策協議会事務局を障害福祉課に移管
	5年10月15日	身体障害者福祉センターに福祉用具展示コーナーを設置
	8年4月1日	身体障害者相談員事業を障害福祉課から移管
	14年4月1日	「訪問生活動作指導事業」及び「機能訓練（A型）事業」を高齡福祉課から移管（訪問生活動作指導事業は令和4年3月31日をもって廃止）
	18年4月1日	機能訓練事業（65歳以上）を運動能力向上トレーニング事業に転換
	20年4月1日	身体障害者福祉センターに指定管理者制度を導入
	20年9月10日	札幌市地域リハビリテーション推進協議会を設置（令和2年4月1日廃止）
	23年4月1日	機能訓練事業（40～64歳）を廃止
	23年4月1日	運動能力向上トレーニング事業を介護保険課へ移管
令和	2年4月～	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館【令和2年6月30日まで】（休館に伴い、貸館利用者数及び判定来所者数が減少）
	2年12月31日	福祉用具展示コーナーを閉鎖
	4年4月1日	札幌市知的障害者更生相談所（まあち）と統合し、札幌市障がい者更生相談所に改称
	4年5月2日	身体障害者手帳審査業務を開始（各区で行っていた身体障害者手帳審査業務を集約化）

### 3 業務内容

- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| (1) 判定業務           | (3) 身体障害者在宅訪問診査・指導事業   |
| ア 補装具費支給判定         | (4) 各種研修               |
| イ 自立支援医療（更生医療）支給判定 | (5) 身体障害者相談員事業         |
| (2) 身体障害者手帳の審査事務   | (6) 身体障害者福祉センターの指定管理事務 |
| ア 身体障害者手帳の審査       |                        |
| イ 障害程度審査委員会        |                        |

## 4 年度別・区別事業実績

### (1) 年度別実績

(単位：件)

業 務		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
補装具費支給判定		1,151	1,070	1,123	1,244	1,258
自立支援医療(更生医療)支給判定		1,439	1,519	1,541	1,545	1,570
身体障害者手帳審査【※1】		—	—	—	7,529	8,121
障害程度審査委員会【※2】		366	404	457	219	235
身体障害者在宅訪問診査・指導		0	0	0	1	1
訪問生活動作指導【※3】		23	26	10	—	—
訪問指導		0	0	0	1	0
専門職派遣	研修会等	5	0	0	1	1
	施設等実地指導	14	0	0	16	13

【※1】身体障害者手帳審査業務は令和4年5月開始

【※2】令和4年度より障害の審査会にかかる要件の一部変更に伴い、審査件数が減少

【※3】訪問生活動作指導は令和4年3月31日をもって廃止

### (2) 区別実績

(単位：件)

業 務	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計
補装具費支給判定	131	178	210	137	109	113	76	79	134	91	1,258
自立支援医療(更生医療)支給判定	186	229	247	145	90	174	76	135	180	108	1,570
身体障害者手帳審査	883	1,234	1,185	775	528	889	432	661	874	660	8,121
障害程度審査委員会	28	38	29	24	12	29	13	20	27	15	235
身体障害者在宅訪問診査・指導	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
訪問指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### (3) 年度別電話・FAXによる相談件数

(単位：件)

区 分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
補装具費関係	1,966	1,490	1,761	2,923	3,317
児童の補装具関係	591	513	680	861	892
自立支援医療(更生医療)関係	578	525	593	500	421
障害程度審査委員会関係	2,677	2,666	2,648	672	390
合 計	5,812	5,194	5,682	4,956	5,020

## 5 事業別実績

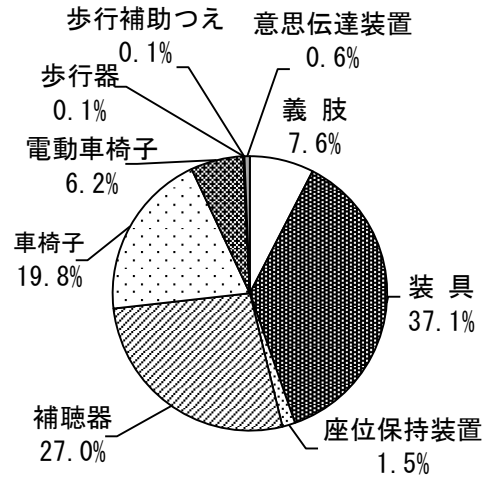
### 【1】補装具費支給判定

各区保健福祉部からの依頼に基づき、補装具費支給に係る医学的判定を来所判定又は書類判定により行っている。

#### 1 判定状況

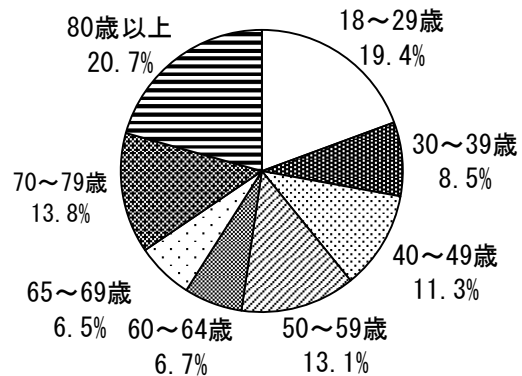
##### (1) 種目別・判定方法別件数

判定方法 種目	来所	書類	合計
義肢	93	2	95
装具	5	462	467
座位保持装置	0	19	19
補聴器	0	340	340
車椅子	25	224	249
電動車椅子	54	24	78
歩行器	0	1	1
歩行補助つえ	0	1	1
意思伝達装置	0	8	8
合計	177	1,081	1,258



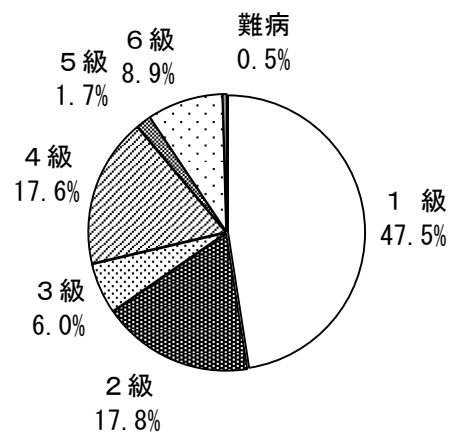
##### (2) 年齢別内訳

年代	件数
18～29歳	244
30～39歳	107
40～49歳	142
50～59歳	165
60～64歳	84
65～69歳	82
70～79歳	174
80歳以上	260
合計	1,258



##### (3) 等級別内訳

等級	件数
1級	598
2級	224
3級	75
4級	221
5級	22
6級	112
難病	6
合計	1,258





## (4) 判定方法別年度推移

(単位：件)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
来所	141	129	133	154	177
書類	1,010	941	990	1,090	1,081
合計	1,151	1,070	1,123	1,244	1,258

## (5) 種目別年度推移

(単位：件)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
義肢	68	83	87	83	95
装具	360	358	410	482	467
座位保持装置	19	13	19	12	19
眼鏡	1	0	0	0	0
補聴器	391	318	310	377	340
車椅子	210	208	212	197	249
電動車椅子	69	63	70	79	78
歩行器	8	7	3	1	1
歩行補助つえ	0	2	1	1	1
意思伝達装置	25	18	11	12	8
合計	1,151	1,070	1,123	1,244	1,258

## (6) 区別年度推移

(単位：件)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
中央	114	127	114	127	131
北	229	167	184	184	178
東	145	123	153	142	210
白石	110	136	132	140	137
厚別	87	98	93	115	109
豊平	119	92	90	126	113
清田	47	45	74	74	76
南	85	86	78	83	79
西	109	118	129	144	134
手稲	106	78	76	109	91
合計	1,151	1,070	1,123	1,244	1,258

2 補装具別判定件数内訳

(単位：件)

区分	名称	年齢								否判定	合計	
		18 ～ 29 歳	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 79 歳	80 歳 以上			
義 肢	義 手	(殻)上腕義手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(殻)前腕義手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(殻)手部義手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(殻)手指義手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	義 足	(殻)大腿義足	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(殻)下腿義足	0	1	0	1	0	1	2	4	0	9
		(殻)果義足	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(殻)足根中足義足	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		(骨)股義足	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(骨)大腿義足	3	0	6	7	3	3	4	2	0	28
		(骨)膝義足	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
		(骨)下腿義足	2	0	7	15	5	7	12	6	0	54
	小計		7	2	13	23	8	12	18	12	0	95
	合計		7	2	13	23	8	12	18	12	0	95
装 具	下 肢 装 具	股装具	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
		長下肢装具	0	0	3	1	2	4	2	2	1	15
		膝装具	2	2	2	5	0	4	4	2	1	22
		短下肢装具	40	10	20	32	26	19	36	22	1	206
		足底装具	38	2	0	2	0	1	4	0	0	47
	小計		80	14	25	42	28	28	46	26	3	292
	靴型装具		59	21	18	5	5	10	14	1	2	135
	体 幹 装 具	頸椎装具	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
		胸椎装具	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2
		腰椎装具	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
		側彎症装具	7	1	1	0	1	0	0	0	0	10
	小計		8	1	2	0	2	0	0	1	0	14
	上 肢 装 具	肩装具	0	0	1	2	3	0	0	0	0	6
		肘装具	2	0	0	0	0	0	1	0	0	3
		手関節背屈保持装具	6	0	0	0	1	0	0	0	0	7
		長対立装具	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		短対立装具	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
		把持装具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		MP屈曲補助装具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		BFO	0	0	3	0	1	0	1	1	0	6
	小計		10	0	6	2	5	0	2	1	0	26
	合計		157	36	51	49	40	38	62	29	5	467

<否判定理由>

➤装具：以下の理由による

- ・複数支給要件に該当しないため
- ・障害名が支給要件を満たさないため
- ・使用中の装具が耐用年数内であり正当な破損等と認められないため

(単位：件)

区分	名称	年齢								否判定	合計	
		18 ～ 29 歳	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 79 歳	80 歳 以上			
座位保持装置		9	9	0	0	1	0	0	0	0	19	
補聴器	高度難聴用	ポケット型	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
		ポケット型・イヤモールド	0	0	0	0	0	0	2	4	0	6
		耳かけ型	0	2	2	2	0	3	10	35	0	54
		耳かけ型・イヤモールド	2	2	6	3	4	7	50	153	0	227
	小計		2	4	8	5	4	10	62	195	0	290
	重度難聴用	ポケット型・イヤモールド	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		耳かけ型	0	1	0	0	0	1	2	1	0	5
		耳かけ型・イヤモールド	2	6	3	3	2	1	7	17	0	41
	小計		2	7	3	3	2	2	9	19	0	47
	耳あな型	オーダーメイド	0	2	0	0	0	0	0	1	0	3
骨導型	ポケット型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特例補聴器		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		4	13	11	8	6	12	71	215	0	340	
車椅子	普通型	レディメイド	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
		オーダーメイド	24	14	26	33	6	6	8	2	4	123
	リクライニング式普通型	オーダーメイド	0	0	1	1	0	0	1	0	0	3
	テイルト式普通型	オーダーメイド	0	1	0	2	0	0	0	1	0	4
	リクライニング・テイルト式普通型	オーダーメイド	1	0	1	0	0	0	0	0	1	3
	片手駆動型	オーダーメイド	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	手押し型	オーダーメイド	3	1	2	1	2	0	2	0	0	11
	リクライニング式手押し型	オーダーメイド	3	0	1	1	0	0	0	0	0	5
	テイルト式手押し型	オーダーメイド	6	5	3	1	1	0	1	0	0	17
	リクライニング・テイルト式手押し型	オーダーメイド	13	8	12	17	6	3	2	1	1	63
特例車椅子		2	8	6	1	0	0	0	0	0	17	
合計		52	38	54	57	15	9	14	4	6	249	
電動車椅子	普通型	6.0km/h	1	0	0	2	3	0	1	0	0	7
	簡易型・切替式		8	5	7	16	8	5	3	0	1	53
	簡易型・アシスト式		0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	電動リフト式普通型		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電動テイルト式普通型		0	1	0	1	0	1	0	0	0	3
	電動リクライニング・テイルト式普通型		0	0	2	0	0	3	0	1	0	6
	特例電動車椅子		4	0	3	1	0	0	0	0	0	8
合計		13	7	12	20	11	9	4	1	1	78	
歩行器	特例歩行器	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
歩行補助つえ	特例歩行補助つえ	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
重度障害者用意思伝達装置		0	0	1	5	2	0	0	0	0	8	

&lt;「否」判定理由&gt;

- >車椅子（普通型オーダーメイド等）：施設備品で対応可能なため
- >電動車椅子（簡易型・切替式）：障害名が電動車椅子の支給要件を満たさないため

### 3 難病患者等に係る判定状況

平成25年4月から、障害福祉サービス等の対象に難病患者等が追加され、補装具費支給が開始となった。難病患者等の個々の身体状況や日内変動等の状況を勘案し、補装具費支給の要否を判定している。

障害者総合支援法の対象となる難病の範囲は適宜見直され、令和6年4月現在、341疾病が対象となっている。

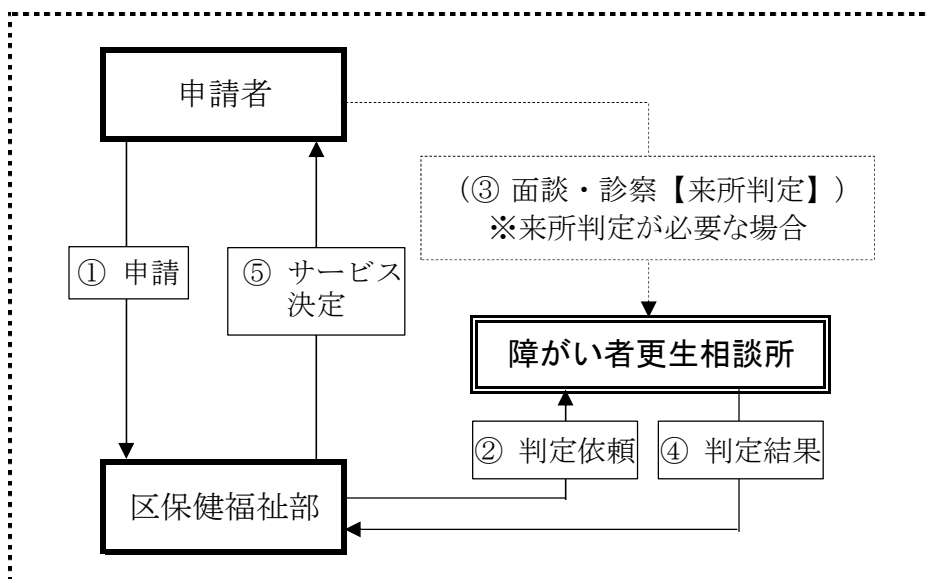
#### (1) 補装具判定件数 (単位：件)

判定方法 種目	来所	書類	合計
装具	0	4	4
車椅子	1	1	2
電動車椅子	1	0	1
補聴器	0	1	1
意思伝達装置	0	4	4
合計	2	10	12

#### (2) 難病別内訳

病名	合計
多系統萎縮症	2
関節リウマチ	2
筋萎縮性側索硬化症	2
全身性強皮症	2
その他	4
合計	12

### 4 補装具判定の流れ



## 【2】 自立支援医療(更生医療)支給判定

医療の対象となる障がいの種類、具体的な治療方針、入院又は通院等の医療の具体的な見通し及び更生医療によって除去軽減される障がいの程度について医学的判定を行うとともに支給に要する費用の概算額の算定を行っている。

なお、2週間以内の有効期間の延長(ただし1回限り)については、障がい者更生相談所の判定を省略し、区で支給決定することができる。

また、じん臓機能障害における人工透析療法、腎臓移植及び肝臓移植後の抗免疫療法(検査入院を含む。)、免疫機能障害における抗ウイルス療法については、以下の内容について判定を省略し、区で支給決定することができる。

➤有効期間の終了後、1年以内かつ医療内容に変更のない場合

### 1 判定状況

#### (1) 治療内容別判定件数(令和5年度実績)

(単位：件、割合は%)

障がい区分	治療内容	件数	割合	障がい区分	治療内容	件数	割合	
そしゃく機能障害	下顎形成術	1	0.1	じん臓機能障害※	血液透析	639	90.6	
	軟骨移植術	1			腹膜透析	87		
	小計	2			透析導入	255		
音声・言語機能障害	歯科矯正	5	0.3		検査入院	66		2.0
	口唇口蓋裂形成手術	0			抗免疫療法	49		
	小計	5			腎移植術	48		
肢体不自由	人工関節置換術(股)	65	6.5		シヤント設置	236		0.3
	人工関節置換術(膝)	31			カテーテル留置	34		
	人工関節置換術(他)	2			その他	9		
	人工関節再置換術(股)	2			小計	1,423		
	その他	1		免疫機能障害	抗ウイルス療法	30	2.0	
小計	101	その他	1					
心臓機能障害	ペースメーカー交換術	1	0.2	小計	31	0.3		
	ペースメーカー埋込術	1		肝臓機能障害	抗免疫療法		5	
	その他	1		合計	1,570	100.0		
小計	3							

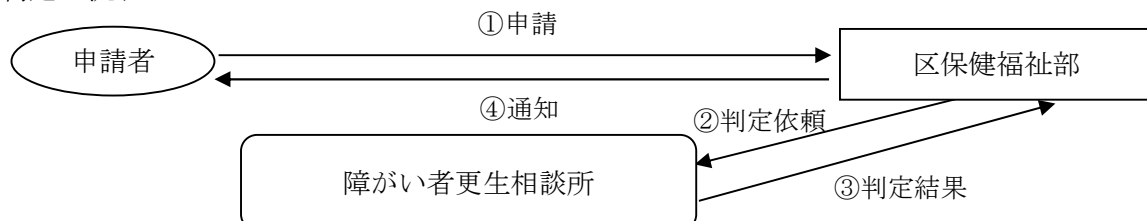
※1 否判定(3件)理由:透析導入前の外来通院や訪問看護利用目的のため

#### (2) 障がい区分別判定件数の年度推移

(単位：件)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
視覚障害	1	0	0	0	0
聴覚障害	1	0	2	0	0
そしゃく機能障害	3	3	3	4	2
音声・言語機能障害	0	0	0	2	5
肢体不自由	140	108	115	102	101
心臓機能障害	8	6	6	3	3
じん臓機能障害	1,252	1,375	1,370	1,401	1,423
小腸機能障害	0	0	0	0	0
免疫機能障害	24	21	31	30	31
肝臓機能障害	10	6	14	3	5
合計	1,439	1,519	1,541	1,545	1,570

### 2 判定の流れ



### 【3】身体障害者手帳の審査事務

令和4年5月から、各区で行っていた身体障害者手帳審査事務を障がい者更生相談所に集約した。

各区で受け付けた身体障害者診断書・意見書(以下「意見書」という。)が障がい者更生相談所に送付され、その意見書等を基に、身体障害者手帳の審査及び決定を行っている。送付された意見書等に疑義がある場合は、意見書等を作成した指定医に対して疑義照会を行っている。

また、障害程度等級の認定について、意見書等のみで決定できないケースで、医学的判定を必要とする場合は、障害程度審査会を経て判定している。

#### 1 身体障害者手帳の審査

##### (1) 年間審査件数

(単位：件)

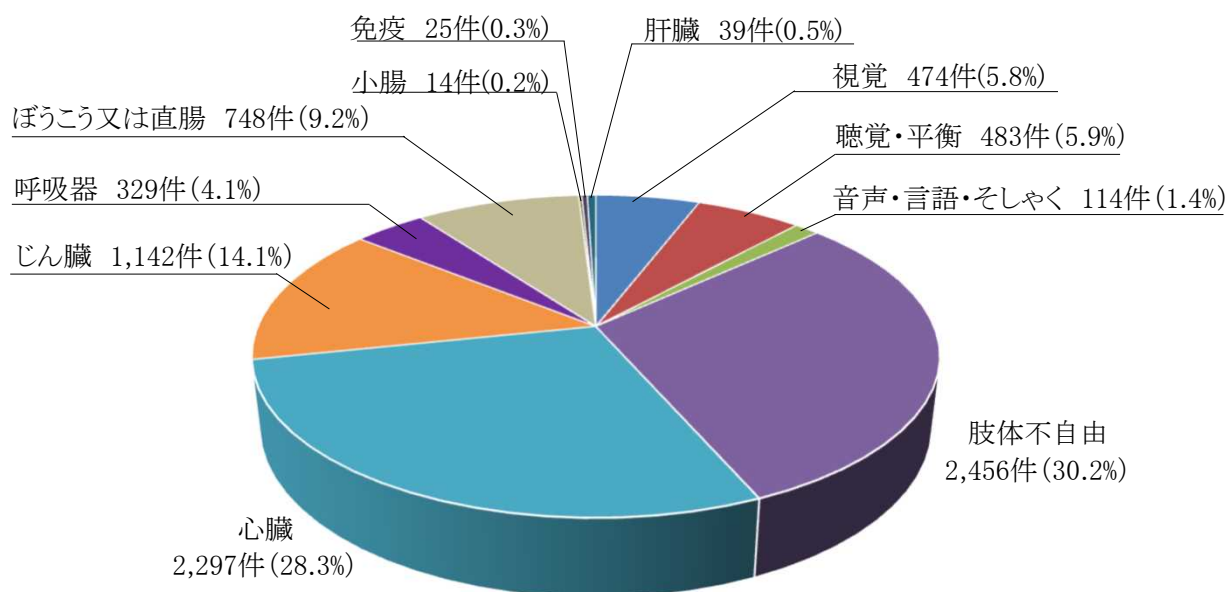
	令和4年度	令和5年度
審査件数	7,529	8,121

##### (2) 障害区分別審査件数

(単位：件)

区分	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計
視覚障害	56	50	73	49	31	59	19	45	56	36	474
聴覚障害・ 平衡機能障害	44	74	67	60	27	54	24	46	50	37	483
音声・言語・ そしゃく機能障害	10	16	17	11	10	15	7	9	9	10	114
肢体不自由	278	381	378	235	129	226	113	214	272	230	2,456
心臓機能障害	234	364	322	186	197	261	142	185	239	167	2,297
じん臓機能障害	134	171	162	105	60	141	59	94	123	93	1,142
呼吸器機能障害	35	54	49	38	14	37	20	19	35	28	329
ぼうこう又は 直腸機能障害	79	110	111	85	57	81	42	44	84	55	748
小腸機能障害	2	3	0	2	0	1	3	2	0	1	14
免疫機能障害	4	5	2	0	2	8	0	1	2	1	25
肝臓機能障害	7	6	4	4	1	6	3	2	4	2	39
合計	883	1,234	1,185	775	528	889	432	661	874	660	8,121

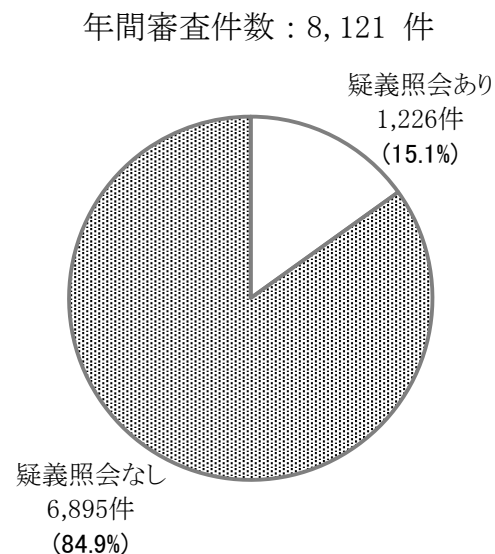
障害区分別審査件数及び割合



(3) 障害区分別疑義照会件数及び割合

区分	審査件数	疑義照会件数	割合
視覚障害	474	44	9.3%
聴覚障害・ 平衡機能障害	483	105	21.7%
音声・言語・ そしゃく機能障害	114	23	20.2%
肢体不自由	2,456	607	24.7%
心臓機能障害	2,297	158	6.9%
じん臓機能障害	1,142	36	3.2%
呼吸器機能障害	329	114	34.7%
ぼうこう又は 直腸機能障害	748	110	14.7%
小腸機能障害	14	6	42.9%
免疫機能障害	25	1	4.0%
肝臓機能障害	39	22	56.4%
<b>合計</b>	<b>8,121</b>	<b>1,226</b>	<b>15.1%</b>

審査件数に占める疑義照会件数の割合



2 障害程度審査委員会

身体障害者手帳審査事務を行うにあたり、診断書等の記載内容と障害程度等級に係る意見が著しく相違しているときなど、障害程度等級の認定について医学的判断を必要とする場合は、障害程度審査委員会を開催している。

(1) 審査状況(令和5年度実績)

(単位：件)

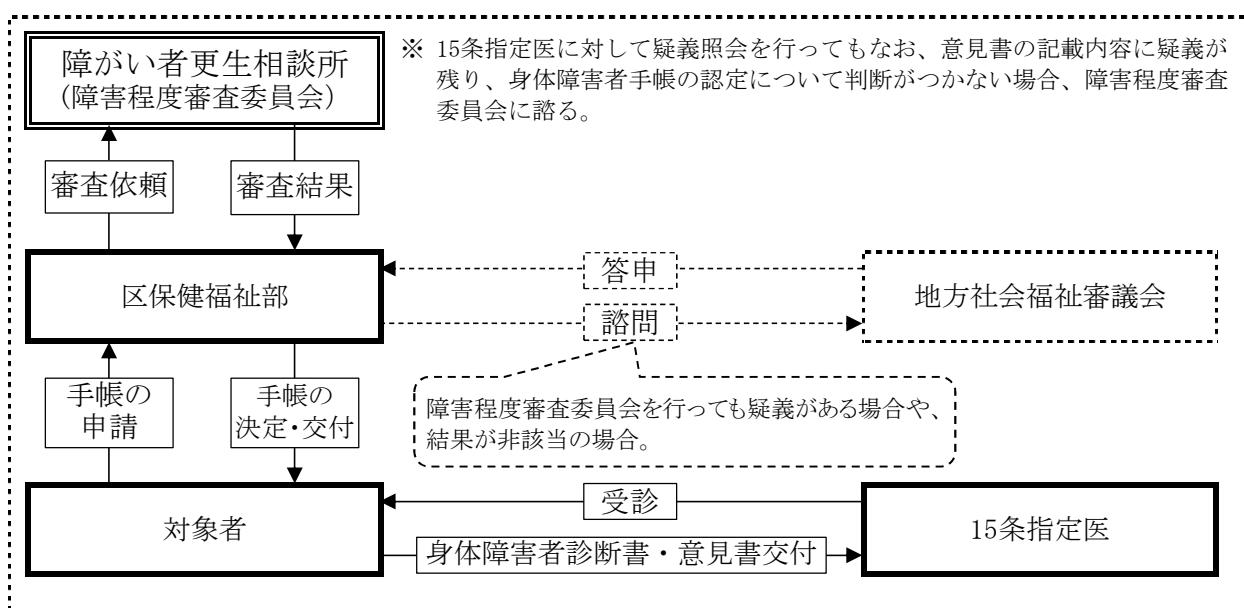
区分	審査件数	15条指定医意見								審査委員会結果			
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	非該当	見 指 定 該 意	に 下 該 位 等 級	に 上 該 位 等 級	非 該 当
視覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚障害・ 平衡機能障害	8		1	1	2	0	1		3	0	3	0	5
音声・言語・ そしゃく機能障害	1			1	0				0	0	0	0	1
肢体不自由	54	7	12	8	1	5	2	13	6	16	16	3	19
心臓機能障害	11	3		3	4				1	2	2	0	7
じん臓機能障害	72	59		11	2				0	41	28	1	2
呼吸器機能障害	76	16		40	18				2	51	14	3	8
ぼうこう又は 直腸機能障害	5	0		0	5				0	1	0	0	4
小腸機能障害	5	1		1	3				0	0	1	0	4
免疫機能障害	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0
肝臓機能障害	3	1	0	0	0				2	0	0	0	3
<b>合計</b>	<b>235</b>	<b>87</b>	<b>13</b>	<b>65</b>	<b>35</b>	<b>5</b>	<b>3</b>	<b>13</b>	<b>14</b>	<b>111</b>	<b>64</b>	<b>7</b>	<b>53</b>

(2) 審査件数年度推移(障害別)

(単位：件)

区 分	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
視覚障害	0	1	0	0	0
聴覚障害・平衡機能障害	1	1	3	1	8
音声・言語・そしゃく	0	1	0	3	1
肢体不自由	4	7	14	29	54
心臓機能障害	12	3	6	11	11
じん臓機能障害	294	332	363	100	72
呼吸器機能障害	50	55	65	68	76
ぼうこう又は直腸機能障害	5	2	4	4	5
小腸機能障害	0	0	1	1	5
免疫機能障害	0	1	0	0	0
肝臓機能障害	0	1	1	2	3
合 計	366	404	457	219	235

3 障害程度審査の流れ



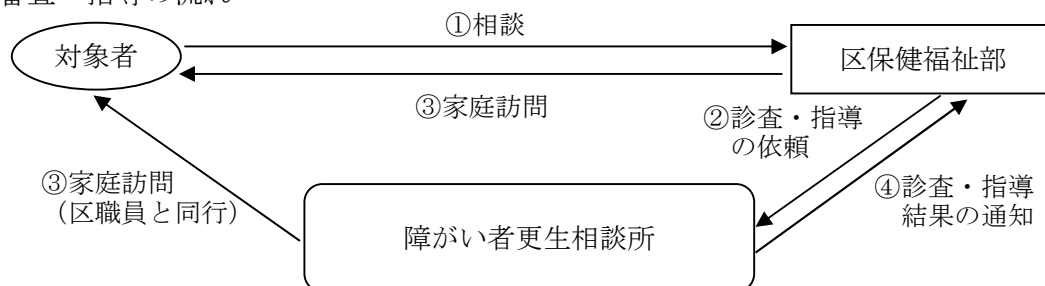
【4】身体障害者在宅訪問診査・指導

保健師、理学療法士、作業療法士及び身体障害者福祉司等が家庭を訪問して身体機能・障がい状況・生活環境等を確認し、補装具の使用や住宅改修等各種制度の活用方法に関する指導や助言を行っている。

1 実施状況

(1) 令和5年度実績  
1件

(2) 審査・指導の流れ





## 【5】普及・啓発事業

### 1 身体障がい者福祉担当職員研修

身体障がい者福祉関連業務の円滑化のために、各区保健福祉課職員を対象に、身体障害者手帳事務や補装具費支給事務に係る研修を実施している。

研修名	実施区	実施年月日	参加人数	テーマ
身体障がい者福祉業務新任職員研修	—	令和5年5月24日	48名	>身体障害者手帳の事務の流れ >肢体・内部障害のポイント >補装具費、自立支援医療のポイント
身体障がい者福祉業務応用研修	—	令和5年8月23日	52名	>補装具費支給事務のポイント >補装具の見学 >聴覚・視覚の基本等
身体障がい者福祉業務課題別研修	—	令和5年9月27日	31名	上記研修のアンケート結果を基に、研修の要望が多い項目について実施 >肢体不自由の更生医療 >小腸・免疫・肝臓・そしゃく（咬合異常）機能障害の認定と更生医療 >音声・言語機能障害の認定



### 2 関係機関への専門職の派遣

- (1) パーキンソン病療養者団体の研修会  
実施 1団体(10名)
- (2) 介護老人保健施設指導監査  
実施 13施設

### 3 福祉用具の普及・啓発

- (1) 補装具、福祉用具に関する個別相談への対応  
身体に障がいのある人が用いる補装具や福祉用具について、電話、来所、インターネット（メール）により寄せられた相談等に応じ、普及に努めている。  
(令和5年度実績)  
個別相談(電話及び来所相談) 132名
- (2) 福祉用具等説明会の開催  
当所に来所した見学者や授業の一環で来所した学生に対し、福祉用具の説明及び使用体験等を実施している。  
(令和5年度実績)  
10月16日 北海道大学大学院医学研究院 6名

## 【6】身体障害者相談員

身体に障がいのある方の相談に応じ、更生のために必要な援助を行うとともに、地域活動への参加の促進、関係機関への協力等、身体障がい者の福祉の増進に関する業務を行う身体障害者相談員を、公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会及び一般財団法人北海道難病連の協力を得て各区に推薦している。（令和5年度の相談員数は44人）

### 1 活動状況

#### (1) 障がい別配置状況

(単位：人)

障がい区分	視覚	聴覚	音声言語	肢体	内部	合計
人数	10	9	1	25	4	49

※障害が複数ある相談員がいるため、障がい区分の合計は、相談員数と一致しない。

#### (2) 区別配置状況

(単位：人)

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計
総数	4	5	8	4	4	5	2	4	5	3	44

#### (3) 区別相談指導・連絡調整件数

(単位：件、割合は%)

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計
総数	9	124	42	8	53	18	5	14	17	14	304
区別割合	3.0	40.8	13.8	2.6	17.4	5.9	1.7	4.6	5.6	4.6	100.0
1人当たり	2.3	24.8	5.3	2.0	13.3	3.6	2.5	3.5	3.4	4.7	6.9

#### <区別相談指導件数の内訳>

(単位：件、割合は%)

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計	割合
手帳交付	1	1	1	0	1	0	1	3	2	0	10	5.4
施設活用	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	1.6
教育	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.5
就職	2	26	0	0	4	0	0	1	0	0	33	17.8
住宅	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	5	2.7
資金貸付	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.5
年金	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	1.1
医療	4	5	0	0	8	1	0	1	0	0	19	10.3
日常生活用具 補装具	0	15	10	1	9	3	1	0	2	0	41	22.2
生活	0	20	2	5	11	0	0	1	0	2	41	22.2
家族関係	0	3	11	1	3	0	0	0	0	0	18	9.7
その他	0	1	4	0	2	1	1	1	1	0	11	6.0
合計	7	72	32	7	38	6	3	9	8	3	185	100.0
区別割合	3.8	38.9	17.3	3.8	20.6	3.2	1.6	4.9	4.3	1.6	100.0	—
1人当たり	1.8	14.4	4.0	1.8	9.5	1.2	1.5	2.3	1.6	1.0	4.2	—

<区別連絡調整件数の内訳>

(単位：件、割合は%)

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計	割合
相談・指導・調査のための訪問	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5	6	5.1
区保健福祉部との連携	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.8
区民生委員との連絡	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	2.5
他の相談員との連絡	0	0	1	1	3	1	0	0	1	5	12	10.1
諸会合・行事への参加	1	51	7	0	12	11	2	5	5	1	95	79.8
その他報告活動等	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1.7
<b>合計</b>	<b>2</b>	<b>52</b>	<b>10</b>	<b>1</b>	<b>15</b>	<b>12</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>9</b>	<b>11</b>	<b>119</b>	<b>100.0</b>
<b>区別割合</b>	<b>1.7</b>	<b>43.7</b>	<b>8.4</b>	<b>0.8</b>	<b>12.6</b>	<b>10.1</b>	<b>1.7</b>	<b>4.2</b>	<b>7.6</b>	<b>9.2</b>	<b>100.0</b>	<b>—</b>
<b>1人当たり</b>	<b>0.5</b>	<b>10.4</b>	<b>1.3</b>	<b>0.3</b>	<b>3.8</b>	<b>2.4</b>	<b>1.0</b>	<b>1.3</b>	<b>1.8</b>	<b>3.7</b>	<b>2.7</b>	<b>—</b>

2 相談・調整件数年度推移

(単位：件)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談指導内容	442	257	300	273	185
連絡調整内容	304	139	100	107	119
<b>合計</b>	<b>746</b>	<b>396</b>	<b>400</b>	<b>380</b>	<b>304</b>

3 研修会実施状況

身体障害者相談員の活動に必要な知識の習得や制度の理解を目的とした研修会を例年3月中旬から下旬に行っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためしばらく中止していた。令和5年度から再開し、知的障害者相談員との合同研修会を実施した。



合同研修会の様子

## 【7】 身体障害者福祉センターの指定管理業務

### 1 身体障害者福祉センターの概要

市内に居住する身体障がい者の自立や社会参加を支援し、生活の安定と福祉の増進を図るため、各種教室等を実施している。

指定管理者：公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会  
〒063-0802 札幌市西区二十四軒2条6丁目1番1号  
TEL 011-641-8850  
FAX 011-641-8966  
ホームページ <http://www.sapporoshinsyo.jp/>

利用資格 札幌市在住の18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方

利用時間 午前8時45分から午後9時まで

(日曜日及び祝日法に規定する休日は午前9時から午後6時まで)

休館日 毎月第2・第4水曜日、12月29日から翌年1月3日まで

### 2 主な委託事業

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2～3年度は各種教室の実施回数や参加人数の減少、並びに貸室、福祉バスの稼働率が低い状況が続いたが、令和4年度以降、コロナ禍に伴う各種行動制限の緩和や新型コロナウイルス感染症の5類移行等に伴い、各種教室等の実施回数及び参加人数が回復傾向にある。

#### (1) 各種文化・スポーツ教室

障がいの種別に合わせて、生け花、陶芸、水泳、卓球等の教室を開催している。

区分・教室名	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	
文 化	囲碁	32	374	9	88	4	34	37	276	12	46
	民謡	34	428	0	0	0	0	42	238	43	250
	短歌	11	67	9	53	2	9	12	39	12	51
	生け花	20	95	10	34	2	7	22	67	15	43
	ペン習字	19	209	10	87	4	38	21	179	22	155
	陶芸	44	120	22	42	5	9	48	97	41	70
	カラオケ	11	72	0	0	0	0	11	48	12	66
	英会話	32	253	13	71	5	32	36	181	35	227
	絵画	22	182	8	49	3	23	23	130	24	112
	手芸	29	236	13	86	7	36	32	139	29	100
	料理	18	196	0	0	0	0	14	91	16	136
	茶道	22	81	12	39	4	12	24	69	23	65
	手話	36	963	11	249	10	221	44	805	42	591
	トータルコミュニケーション	3	103	0	0	0	0	1	21	5	122
健康づくり	4	29	2	5	0	0	4	12	1	3	
合計	337	3,408	119	803	46	421	371	2,392	332	2,037	
ス ポ ー ツ	卓球	22	227	12	80	4	29	24	235	24	256
	水泳	37	187	25	133	32	129	45	253	47	277
	アーチェリー	7	18	0	0	0	0	16	58	22	69
	合計	66	432	37	213	36	158	85	546	93	602

- (2) 身体障害者に関する各種相談  
身体障がい者の生活等に係る各種相談に対応している。

(単位：件)

相談内容	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
就職相談	0	0	0	0	0
結婚相談	10	8	1	4	0
身の上相談	0	0	0	11	4
その他	0	0	1	6	14
合計	10	8	2	21	18

- (3) 機能回復訓練等  
札幌市内在住の18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、健康の保持促進及び障がいの悪化予防の支援を行っている。

訓練項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
機能回復訓練	140	1,991	0	0	0	0	95	413	99	435
水浴訓練	86	253	0	0	0	0	0	0	0	0
渦流浴訓練	86	255	0	0	0	0	0	0	0	0
音声機能訓練	28	465	0	0	0	0	21	294	22	206
失語症機能訓練 言葉の教室	43	220	37	154	43	172	50	233	51	319
オストメイト 社会生活訓練	9	205	6	76	2	31	6	75	11	171
合計	392	3,389	43	230	45	203	172	1,015	183	1,131

<機能回復訓練>

- >理学療法士による助言  
毎週 火曜、木曜 午後1時から午後3時まで
- >あん摩マッサージ指圧師・鍼師・灸師による助言  
毎週 火曜、木曜  
午後1時から午後3時まで

<水浴訓練・渦流浴訓練>

- >設備不良のため事業を休止している。



機能回復訓練室

- (4) 福祉バスの運行  
大型バス1台、中型バス1台、福祉車両(車椅子移動車)2台を使用し、福祉バスとして運行している。

車種	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	稼働回数	利用人数	稼働回数	利用人数	稼働回数	利用人数	稼働回数	利用人数	稼働回数	利用人数
大型バス	149	3,877	73	1,355	57	1,072	121	2,364	109	2,406
中型バス	142	2,701	60	676	47	535	92	1,700	143	2,234
福祉車両1	26	123	2	4	5	25	19	76	29	139
福祉車両2	5	18	1	3	1	5	0	0	2	8
合計	322	6,719	136	2,038	110	1,637	232	4,140	283	4,787

- (5) 貸室  
各種会議室、研修室、体育館、卓球室、和室、料理実習室、陶芸実習室を障がい者団体等に使用貸出しを行っている。(要事前予約)  
なお、体育館と卓球室については希望する時間帯に団体使用がないときは、申請により個人使用を認めている。

## 6 資料（札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課統計）

【1】身体障害者手帳所持者数(部位別・等級別) 《令和6年3月31日現在》

(1) 全年齢区分合計

障害部位	障 害 等 級						計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視 覚 障 害	1,567	1,515	263	326	562	228	4,461
聴覚・平衡機能障害	290	1,296	548	1,496	35	1,601	5,266
聴 覚	289	1,293	516	1,496	11	1,601	5,206
平衡機能	1	3	32	0	24	0	60
音声・言語・そしゃく機能障害	39	64	435	312	0	0	850
肢体不自由	8,499	8,908	6,206	11,657	4,125	2,157	41,552
上 肢	5,736	4,550	1,336	976	675	686	13,959
下 肢	1,648	2,730	3,945	10,628	2,843	1,465	23,259
体 幹	987	1,545	891	19	599	0	4,041
運動機能	128	83	34	34	8	6	293
上肢機能	92	37	21	12	2	2	166
移動機能	36	46	13	22	6	4	127
内 部 障 害	18,312	378	4,463	5,231	0	0	28,384
心臓機能障害	11,799	158	2,985	1,247	0	0	16,189
じん臓機能障害	6,037	40	518	89	0	0	6,684
呼吸器機能障害	239	35	579	254	0	0	1,107
ぼうこう・直腸機能障害	9	10	238	3,440	0	0	3,697
ぼうこう	4	2	74	1,025	0	0	1,105
直 腸	2	4	84	2,414	0	0	2,504
ぼうこう・直腸	3	4	80	1	0	0	88
小腸機能障害	28	5	16	85	0	0	134
免疫機能障害	62	110	117	104	0	0	393
肝臓機能障害	138	20	10	12	0	0	180
計	28,707	12,161	11,915	19,022	4,722	3,986	80,513

(2) ～17歳

障害部位	障 害 等 級						計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視 覚 障 害	14	5	2	3	2	3	29
聴覚・平衡機能障害	4	86	21	11	0	39	161
聴 覚	4	86	21	11	0	39	161
平衡機能	0	0	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害	0	1	3	5	0	0	9
肢体不自由	453	141	84	79	79	63	899
上 肢	300	40	25	15	7	2	389
下 肢	110	94	46	62	49	61	422
体 幹	34	5	11	0	22	0	72
運動機能	9	2	2	2	1	0	16
上肢機能	6	0	1	0	0	0	7
移動機能	3	2	1	2	1	0	9
内 部 障 害	120	0	55	29	0	0	204
心臓機能障害	79	0	41	21	0	0	141
じん臓機能障害	6	0	0	0	0	0	6
呼吸器機能障害	8	0	5	2	0	0	15
ぼうこう・直腸機能障害	0	0	9	5	0	0	14
ぼうこう	0	0	2	0	0	0	2
直 腸	0	0	0	5	0	0	5
ぼうこう・直腸	0	0	7	0	0	0	7
小腸機能障害	1	0	0	1	0	0	2
免疫機能障害	0	0	0	0	0	0	0
肝臓機能障害	26	0	0	0	0	0	26
計	591	233	165	127	81	105	1,302

## (3) 18歳～64歳

障害部位	障害等級						計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	534	486	65	101	184	66	1,436
聴覚・平衡機能障害	72	589	139	160	15	269	1,244
聴覚	71	588	131	160	4	269	1,223
平衡機能	1	1	8	0	11	0	21
音声・言語・そしゃく機能障害	7	18	74	133	0	0	232
肢体不自由	3,031	2,732	1,312	1,926	1,252	768	11,021
上肢	1,890	1,404	505	304	223	285	4,611
下肢	687	825	521	1,589	807	479	4,908
体幹	343	432	263	8	215	0	1,261
運動機能	111	71	23	25	7	4	241
上肢機能	80	31	15	8	2	1	137
移動機能	31	40	8	17	5	3	104
内 部 障 害	3,906	137	842	1,176	0	0	6,061
心臓機能障害	1,557	8	447	300	0	0	2,312
じん臓機能障害	2,150	6	120	35	0	0	2,311
呼吸器機能障害	56	4	69	30	0	0	159
ぼうこう・直腸機能障害	5	5	83	631	0	0	724
ぼうこう	3	2	27	139	0	0	171
直腸	1	1	32	491	0	0	525
ぼうこう・直腸	1	2	24	1	0	0	28
小腸機能障害	19	4	12	75	0	0	110
免疫機能障害	51	100	107	101	0	0	359
肝臓機能障害	68	10	4	4	0	0	86
計	7,550	3,962	2,432	3,496	1,451	1,103	19,994

## (4) 65歳以上

障害部位	障害等級						計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	1,019	1,024	196	222	376	159	2,996
聴覚・平衡機能障害	214	621	388	1,325	20	1,293	3,861
聴覚	214	619	364	1,325	7	1,293	3,822
平衡機能	0	2	24	0	13	0	39
音声・言語・そしゃく機能障害	32	45	358	174	0	0	609
肢体不自由	5,015	6,035	4,810	9,652	2,794	1,326	29,632
上肢	3,546	3,106	806	657	445	399	8,959
下肢	851	1,811	3,378	8,977	1,987	925	17,929
体幹	610	1,108	617	11	362	0	2,708
運動機能	8	10	9	7	0	2	36
上肢機能	6	6	5	4	0	1	22
移動機能	2	4	4	3	0	1	14
内 部 障 害	14,286	241	3,566	4,026	0	0	22,119
心臓機能障害	10,163	150	2,497	926	0	0	13,736
じん臓機能障害	3,881	34	398	54	0	0	4,367
呼吸器機能障害	175	31	505	222	0	0	933
ぼうこう・直腸機能障害	4	5	146	2,804	0	0	2,959
ぼうこう	1	0	45	886	0	0	932
直腸	1	3	52	1,918	0	0	1,974
ぼうこう・直腸	2	2	49	0	0	0	53
小腸機能障害	8	1	4	9	0	0	22
免疫機能障害	11	10	10	3	0	0	34
肝臓機能障害	44	10	6	8	0	0	68
計	20,566	7,966	9,318	15,399	3,190	2,778	59,217

【2】身体障害者手帳所持者数(部位別・区別) 《令和6年3月31日現在》

(1) 全年齢区分合計

障害部位	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	全市計
視 覚 障 害	602	581	596	520	327	521	214	306	482	312	4,461
聴覚・平衡機能障害	455	981	778	572	393	498	265	337	522	465	5,266
聴 覚	452	974	766	563	389	489	259	334	519	461	5,206
平衡機能	3	7	12	9	4	9	6	3	3	4	60
音声・言語・そしゃく機能障害	101	118	111	105	51	91	39	66	95	73	850
肢体不自由	4,579	6,099	5,885	4,465	2,795	4,327	2,294	3,319	4,577	3,212	41,552
上 肢	1,496	2,069	2,001	1,596	894	1,451	790	1,051	1,499	1,116	13,963
下 肢	2,588	3,371	3,259	2,457	1,638	2,418	1,257	1,930	2,556	1,777	23,251
体 幹	475	612	561	390	250	428	224	320	486	297	4,043
運動機能	20	47	64	22	13	30	23	18	36	22	295
上肢機能	14	27	38	13	8	17	10	10	16	14	167
移動機能	6	20	26	9	5	13	13	8	20	8	128
内 部 障 害	3,170	4,068	3,942	3,060	1,926	3,136	1,500	2,280	3,107	2,195	28,384
心臓機能障害	1,742	2,388	2,292	1,636	1,159	1,796	903	1,316	1,691	1,266	16,189
じん臓機能障害	763	911	939	786	414	746	297	533	797	498	6,684
呼吸器機能障害	121	144	145	164	58	109	57	101	118	90	1,107
ぼうこう・直腸機能障害	410	519	470	402	260	395	213	288	431	309	3,697
ぼうこう	117	159	128	115	89	125	70	91	127	84	1,105
直 腸	284	346	329	282	162	257	140	190	294	220	2,504
ぼうこう・直腸	9	14	13	5	9	13	3	7	10	5	88
小腸機能障害	18	16	26	17	5	12	7	9	16	8	134
免疫機能障害	90	55	45	41	25	59	7	24	35	12	393
肝臓機能障害	26	35	25	14	5	19	16	9	19	12	180
計	8,907	11,847	11,312	8,722	5,492	8,573	4,312	6,308	8,783	6,257	80,513

(2) ～17歳

障害部位	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	全市計
視 覚 障 害	5	5	4	4	0	4	1	3	2	1	29
聴覚・平衡機能障害	14	46	21	13	6	7	12	12	19	11	161
聴 覚	14	46	21	13	6	7	12	12	19	11	161
平衡機能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害	0	1	3	1	0	0	0	0	2	2	9
肢体不自由	75	148	123	81	54	111	57	62	103	85	899
上 肢	31	66	54	31	20	56	27	21	47	40	393
下 肢	33	65	62	41	27	43	21	34	46	42	414
体 幹	10	14	7	7	6	9	4	6	9	2	74
運動機能	1	3	0	2	1	3	5	1	1	1	18
上肢機能	1	1	0	1	1	1	2	0	1	0	8
移動機能	0	2	0	1	0	2	3	1	0	1	10
内 部 障 害	13	33	33	15	12	27	16	5	25	25	204
心臓機能障害	10	24	25	9	7	17	10	4	16	19	141
じん臓機能障害	0	1	0	0	1	0	0	0	2	2	6
呼吸器機能障害	2	2	2	3	1	1	2	0	0	2	15
ぼうこう・直腸機能障害	0	2	2	1	1	4	0	0	3	1	14
ぼうこう	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
直 腸	0	1	1	1	0	1	0	0	1	0	5
ぼうこう・直腸	0	0	1	0	1	3	0	0	2	0	7
小腸機能障害	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
免疫機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肝臓機能障害	1	4	3	2	2	5	3	1	4	1	26
計	107	233	184	114	72	149	86	82	151	124	1,302



## (3) 18～64歳

障害部位	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	全市計
視 覚 障 害	241	167	206	203	101	181	52	81	125	79	1,436
聴覚・平衡機能障害	103	278	171	146	80	130	51	60	120	105	1,244
聴 覚	102	277	167	143	78	125	49	58	119	105	1,223
平衡機能	1	1	4	3	2	5	2	2	1	0	21
音声・言語・そしゃく機能障害	34	36	25	28	16	25	10	15	23	20	232
肢体不自由	1,276	1,628	1,538	1,287	689	1,217	560	788	1,224	814	11,021
上 肢	527	698	619	567	293	483	223	321	509	371	4,611
下 肢	577	699	708	564	309	564	251	366	536	334	4,908
体 幹	157	192	158	140	77	145	72	87	144	89	1,261
運動機能	15	39	53	16	10	25	14	14	35	20	241
上肢機能	10	23	31	9	6	15	7	7	15	14	137
移動機能	5	16	22	7	4	10	7	7	20	6	104
内 部 障 害	761	862	916	719	352	696	247	381	704	423	6,061
心臓機能障害	243	371	353	233	136	277	111	151	266	171	2,312
じん臓機能障害	294	293	357	311	132	261	83	143	279	158	2,311
呼吸器機能障害	19	13	21	31	14	8	11	10	17	15	159
ぼうこう・直腸機能障害	92	104	112	86	41	74	27	47	86	55	724
ぼうこう	25	26	20	16	11	17	11	13	22	10	171
直 腸	65	75	86	67	29	53	15	33	60	42	525
ぼうこう・直腸	2	3	6	3	1	4	1	1	4	3	28
小腸機能障害	15	14	21	14	5	10	4	6	15	6	110
免疫機能障害	84	49	43	38	23	54	5	20	32	11	359
肝臓機能障害	14	18	9	6	1	12	6	4	9	7	86
計	2,415	2,971	2,856	2,383	1,238	2,249	920	1,325	2,196	1,441	19,994

## (4) 65歳以上

障害部位	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	全市計
視 覚 障 害	356	409	386	313	226	336	161	222	355	232	2,996
聴覚・平衡機能障害	338	657	586	413	307	361	202	265	383	349	3,861
聴 覚	336	651	578	407	305	357	198	264	381	345	3,822
平衡機能	2	6	8	6	2	4	4	1	2	4	39
音声・言語・そしゃく機能障害	67	81	83	76	35	66	29	51	70	51	609
肢体不自由	3,228	4,323	4,224	3,097	2,052	2,999	1,677	2,469	3,250	2,313	29,632
上 肢	938	1,305	1,328	998	581	912	540	709	943	705	8,959
下 肢	1,978	2,607	2,489	1,852	1,302	1,811	985	1,530	1,974	1,401	17,929
体 幹	308	406	396	243	167	274	148	227	333	206	2,708
運動機能	4	5	11	4	2	2	4	3	0	1	36
上肢機能	3	3	7	3	1	1	1	3	0	0	22
移動機能	1	2	4	1	1	1	3	0	0	1	14
内 部 障 害	2,396	3,173	2,993	2,326	1,562	2,413	1,237	1,894	2,378	1,747	22,119
心臓機能障害	1,489	1,993	1,914	1,394	1,016	1,502	782	1,161	1,409	1,076	13,736
じん臓機能障害	469	617	582	475	281	485	214	390	516	338	4,367
呼吸器機能障害	100	129	122	130	43	100	44	91	101	73	933
ぼうこう・直腸機能障害	318	413	356	315	218	317	186	241	342	253	2,959
ぼうこう	92	132	108	99	78	108	59	78	105	73	932
直 腸	219	270	242	214	133	203	125	157	233	178	1,974
ぼうこう・直腸	7	11	6	2	7	6	2	6	4	2	53
小腸機能障害	3	2	4	3	0	2	2	3	1	2	22
免疫機能障害	6	6	2	3	2	5	2	4	3	1	34
肝臓機能障害	11	13	13	6	2	2	7	4	6	4	68
計	6,385	8,643	8,272	6,225	4,182	6,175	3,306	4,901	6,436	4,692	59,217

【3】 補装具費支給状況 《令和6年3月31日現在》

(1) 身体障がい者

( )内は修理件数、【 】内は借受け件数

交 付 品 目	R元年度			R 2 年度			R 3 年度			R 4 年度			R 5 年度		
総 計	2,148	(1,718)	【2】	1,943	(1,513)	【9】	2,134	(1,472)	【0】	2,133	(1,563)	【0】	2,285	(1,588)	【7】
義 肢	65	(82)	【0】	95	(61)	【0】	80	(51)	【0】	81	(64)	【0】	70	(69)	【0】
義 手	6	(1)	【0】	13	(4)	【0】	12	(0)	【0】	13	(2)	【0】	2	(2)	【0】
義 足	59	(81)	【0】	82	(57)	【0】	68	(51)	【0】	68	(62)	【0】	68	(67)	【0】
装 具	834	(357)	【0】	813	(369)	【0】	900	(311)	【0】	876	(388)	【0】	1,022	(379)	【0】
下 肢	533	(172)	【0】	479	(192)	【0】	516	(176)	【0】	504	(192)	【0】	592	(185)	【0】
靴 型	263	(174)	【0】	300	(168)	【0】	353	(127)	【0】	317	(183)	【0】	381	(184)	【0】
体 幹	29	(7)	【0】	18	(7)	【0】	18	(7)	【0】	31	(11)	【0】	27	(8)	【0】
上 肢	9	(4)	【0】	16	(2)	【0】	13	(1)	【0】	24	(2)	【0】	22	(2)	【0】
盲 人 安 全 つ え	115	(2)	【0】	65	(1)	【0】	100	(1)	【0】	143	(3)	【0】	119	(1)	【0】
義 眼	9	(0)	【0】	7	(0)	【0】	7	(0)	【0】	5	(0)	【0】	6	(0)	【0】
眼 鏡	107	(5)	【0】	69	(3)	【0】	124	(5)	【0】	90	(3)	【0】	118	(7)	【0】
矯 正 眼 鏡	32	(2)	【0】	18	(1)	【0】	35	(2)	【0】	23	(0)	【0】	38	(3)	【0】
遮 光 眼 鏡	57	(3)	【0】	47	(2)	【0】	80	(3)	【0】	63	(3)	【0】	76	(4)	【0】
コンタクトレンズ	14	(0)	【0】	1	(0)	【0】	3	(0)	【0】	3	(0)	【0】	2	(0)	【0】
弱 視 眼 鏡	4	(0)	【0】	3	(0)	【0】	6	(0)	【0】	1	(0)	【0】	2	(0)	【0】
補 聴 器	544	(207)	【0】	410	(200)	【0】	420	(208)	【0】	468	(187)	【0】	449	(197)	【0】
高 度 難 聴 用	369	(91)	【0】	314	(102)	【0】	320	(92)	【0】	324	(89)	【0】	335	(96)	【0】
重 度 難 聴 用	167	(110)	【0】	92	(94)	【0】	95	(110)	【0】	131	(90)	【0】	107	(93)	【0】
耳 あ な 型	5	(5)	【0】	4	(3)	【0】	5	(5)	【0】	11	(6)	【0】	7	(8)	【0】
骨 導 式	0	(0)	【0】	0	(1)	【0】	0	(1)	【0】	1	(1)	【0】	0	(0)	【0】
特 例 補 聴 器	3	(1)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	1	(1)	【0】	0	(0)	【0】
人 工 内 耳	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(1)	【0】	0	(5)	【0】	0	(8)	【0】
車 椅 子	284	(773)	【0】	291	(612)	【0】	300	(622)	【0】	282	(647)	【0】	302	(634)	【0】
普 通 型	188	(621)	【0】	211	(504)	【0】	205	(486)	【0】	198	(509)	【0】	207	(483)	【0】
そ の 他	96	(152)	【0】	78	(108)	【0】	95	(136)	【0】	84	(138)	【0】	95	(151)	【0】
電 動 車 椅 子	56	(253)	【0】	63	(229)	【0】	68	(241)	【0】	63	(219)	【0】	74	(245)	【0】
歩 行 器	27	(1)	【0】	25	(5)	【0】	29	(4)	【0】	30	(4)	【0】	37	(2)	【0】
歩 行 補 助 つ え	74	(10)	【0】	69	(4)	【0】	73	(8)	【0】	67	(12)	【0】	64	(16)	【0】
座 位 保 持 装 置	20	(21)	【0】	13	(21)	【0】	23	(18)	【0】	16	(27)	【0】	12	(27)	【0】
意 思 伝 達 装 置	13	(7)	【2】	23	(8)	【9】	10	(2)	【0】	12	(4)	【0】	12	(3)	【7】

## (2) 身体障がい児

( )内は修理件数、【 】内は借受け件数

交 付 品 目	R元年度			R2年度			R3年度			R4年度			R5年度		
総 計	1,918	(395)	【0】	1,787	(346)	【0】	1,784	(317)	【0】	1,732	(327)	【0】	1,709	(349)	【0】
義 肢	0	(3)	【0】	5	(0)	【0】	9	(0)	【0】	2	(0)	【0】	4	(1)	【0】
義 手	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	5	(0)	【0】	0	(0)	【0】	1	(0)	【0】
義 足	0	(3)	【0】	5	(0)	【0】	4	(0)	【0】	2	(0)	【0】	3	(1)	【0】
装 具	1,368	(57)	【0】	1,298	(63)	【0】	1,218	(61)	【0】	1,258	(65)	【0】	1,282	(88)	【0】
下 肢	757	(22)	【0】	800	(31)	【0】	725	(23)	【0】	806	(30)	【0】	822	(28)	【0】
靴 型	534	(33)	【0】	425	(28)	【0】	429	(34)	【0】	396	(33)	【0】	401	(52)	【0】
体 幹	59	(2)	【0】	53	(3)	【0】	48	(3)	【0】	42	(2)	【0】	51	(8)	【0】
上 肢	18	(0)	【0】	20	(1)	【0】	16	(1)	【0】	14	(0)	【0】	8	(0)	【0】
盲 人 安 全 つ え	2	(0)	【0】	5	(0)	【0】	6	(0)	【0】	3	(0)	【0】	2	(0)	【0】
義 眼	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】
眼 鏡	0	(0)	【0】	4	(1)	【0】	1	(0)	【0】	3	(0)	【0】	2	(1)	【0】
矯 正 眼 鏡	0	(0)	【0】	2	(0)	【0】	0	(0)	【0】	2	(0)	【0】	0	(0)	【0】
遮 光 眼 鏡	0	(0)	【0】	1	(0)	【0】	0	(0)	【0】	1	(0)	【0】	1	(0)	【0】
コ ン タ ク ト レ ン ズ	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】
弱 視 眼 鏡	0	(0)	【0】	1	(1)	【0】	1	(0)	【0】	0	(0)	【0】	1	(1)	【0】
補 聴 器	61	(104)	【0】	37	(99)	【0】	45	(91)	【0】	40	(95)	【0】	16	(85)	【0】
高 度 難 聴 用	13	(42)	【0】	13	(29)	【0】	11	(26)	【0】	7	(36)	【0】	2	(27)	【0】
重 度 難 聴 用	31	(57)	【0】	9	(60)	【0】	22	(60)	【0】	15	(55)	【0】	14	(55)	【0】
耳 あ な 型	2	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】
骨 導 式	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(3)	【0】
特 例 補 聴 器	15	(5)	【0】	15	(10)	【0】	12	(5)	【0】	18	(4)	【0】	0	(0)	【0】
人 工 内 耳	0	(0)	【0】	0	(3)	【0】	0	(3)	【0】	0	(5)	【0】	0	(7)	【0】
車 椅 子	210	(108)	【0】	185	(80)	【0】	199	(75)	【0】	194	(69)	【0】	185	(81)	【0】
普 通 型	103	(54)	【0】	82	(34)	【0】	103	(29)	【0】	95	(22)	【0】	88	(38)	【0】
そ の 他	107	(54)	【0】	103	(46)	【0】	96	(46)	【0】	99	(47)	【0】	97	(43)	【0】
電 動 車 椅 子	12	(13)	【0】	12	(14)	【0】	9	(5)	【0】	12	(7)	【0】	7	(7)	【0】
歩 行 器	22	(4)	【0】	11	(3)	【0】	31	(2)	【0】	20	(3)	【0】	13	(2)	【0】
歩 行 補 助 つ え	7	(0)	【0】	8	(0)	【0】	7	(0)	【0】	3	(0)	【0】	2	(0)	【0】
座 位 保 持 装 置	155	(0)	【0】	133	(62)	【0】	166	(68)	【0】	135	(70)	【0】	125	(57)	【0】
意 思 伝 達 装 置	0	(86)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	1	(0)	【0】
頭 部 保 持 具	1	(0)	【0】	0	(0)	【0】	1	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】
排 便 補 助 具	0	(0)	【0】	2	(1)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】	0	(0)	【0】
座 位 保 持 椅 子	50	(12)	【0】	58	(14)	【0】	72	(9)	【0】	47	(8)	【0】	51	(13)	【0】
起 立 保 持 具	30	(8)	【0】	29	(6)	【0】	20	(3)	【0】	15	(5)	【0】	19	(7)	【0】

### Ⅲ 知的障害者更生相談所部門

#### 1 役割

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法第12条に設置根拠を有する行政機関であり、18歳以上の知的障がい者に関する専門的な知識・技術を必要とする相談・指導、知的障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定(主として療育手帳判定業務)を実施している。

当所は、精神薄弱者福祉法(現：知的障害者福祉法)の一部改正により、それまで都道府県が行っていた精神薄弱者更生相談所に関する事務が、平成5年4月1日から指定都市でも行うことができるようになったことに伴い、平成5年7月1日に北海道立心身障害者総合相談所から事務移管を受けて、札幌市が相談・判定体制等の充実を図るために設置している。

#### 2 沿革

- 平成 5 年 7 月 1 日 札幌市精神薄弱者更生相談所 開設(中央区北2条西12丁目)
- 5 年 11 月 29 日 札幌市児童福祉総合センター(中央区北7条西26丁目)の開設に伴い同センター内に移転
- 6 年 7 月 1 日 愛称「手をつなぐ相談センター“まあち”」の利用開始
- 11 年 4 月 1 日 法律改正により、法律名称の「精神薄弱者更生相談所」から「知的障害者更生相談所」に改称
- 26 年 4 月 14 日 札幌市子ども発達支援総合センター(豊平区平岸4条18丁目)に移転
- 令和 4 年 4 月 1 日 札幌市身体障害者更生相談所と統合し、札幌市身体障害者福祉センター(西区二十四軒2条6丁目)に移転。機関名を札幌市障がい者更生相談所に改称

#### 3 業務内容

##### (1) 相談・判定業務

相談・判定業務は、社会的、心理学的・職能的、医学的などの各分野にわたり、専門的な知識とチームアプローチを基に実施し、知的障がい者に対する現状の理解を深めるとともに、今後の個別的な支援についても検討する。

##### ア 社会的評価

ケースワーカーが当事者の社会生活能力等を把握するために、主に保護者や本人を良く知る関係者との面接を行う。面接では、主訴の確認、家族状況、生育歴、医療の状況、社会生活能力、就労状況等、社会資源の活用、その他生活状況全般を聴取し、相談面接記録票を作成する。

##### イ 心理学的判定、職能的判定

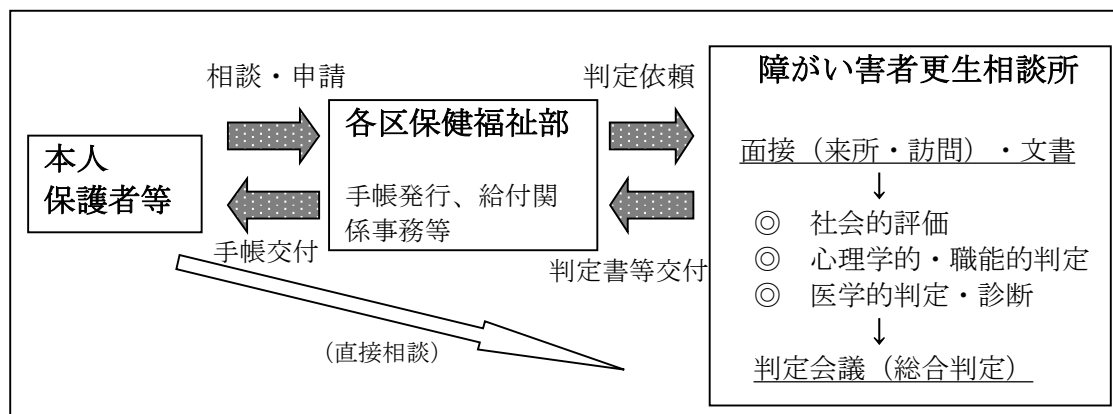
心理判定員が、当事者と直接面接して、行動観察や各種の心理検査(主に知能検査や性格検査等)を実施して判定書を作成する。事例によっては継続して個別にカウンセリング(助言)を行う。

職能的判定は、就労能力に関する評価・判定の目的で、聴き取りや調査、職業能力検査を行う。

##### ウ 医学的判定・診断

精神科医等が、精神医学的立場から必要に応じて臨床診断を行い、障がいの状態、合併症などについて、医学的見地に基づいて判定・診断する。

<相談・判定等の流れ>



(2) 専門相談

随時電話相談を受け付けており、知的障がい者やその保護者等が抱える問題について専門的な助言・指導を行っている。

## 4 判定基準・程度区分

(1) 知的障がいの定義

厚生労働省の「知的障害児(者)基礎調査」に用いた「知的障がいの定義及び判定の基準」や、AAIDD（アメリカ知的・発達障害協会）の考え方を主たる根拠としており、知的障がいの定義は、以下の3条件をすべて満たすものとしている。

- ア 発達期（概ね18歳まで）の障がいであること
- イ 知的機能障がいがあること（標準化された知能検査で測定されたIQが概ね75以下であるか、それに相当すると臨床的に判断されるもの）
- ウ 家庭又は社会生活上の適応障がいがあること

(2) 判定基準・程度区分

知的障がいの判定は、知的機能と社会生活能力を評価し、さらに合併障がいや不適応行動などの特別な支援を必要とする場合は、支援の度合いを勘案の上、総合的に行う。

程度の区分は「軽度（発達障がい）」「軽度」、「中度」、「重度」、「最重度」の5区分である。なお、このほかに「非該当」、「保留」とする場合がある。

<知能指数（IQ）による程度区分>

※知的水準の区分	最重度	概ね 20以下
	重 度	概ね 21～35
	中 度	概ね 36～50
	軽 度	概ね 51～75
	軽 度（発達障がい）	概ね 76以上で「発達障がい」がある場合

(3) 療育手帳の表示と再判定

療育手帳の表示は、軽度（発達障がい）及び軽度は「B-」（Bバー）、中度は「B」、重度及び最重度は「A」の3区分。

障がい者更生相談所で判定を実施した方の再判定（次回判定）時期は、原則として定めていない。

（障がいの状態・程度、年齢、生活状況などを勘案して設定する場合もあり得る。）

## 5 研修、情報提供等

各種研修に講師として職員を派遣しており、地域生活支援の視点から、知的障がい者の支援に携わる各区職員や関係機関に対し、必要に応じて技術的な援助等を行う。

研修実施状況（令和5年度）

研 修 会 名	日 程	内 容
知的障がい判定実務研修	令和5年5月24日	区担当者に対する基礎的な判定実務等の研修
社会医学実習受け入れ	令和5年10月16日	学生に対する基礎的な判定実務等の研修
社会福祉主事実習	令和5年12月15日	資格取得にかかる実習への講師派遣



## 6 グリーンクラブ

成年期以降に初めて療育手帳を取得した場合には、本人はもちろん家族も、障がい受容や理解が困難であったり、福祉サービスの利用方法などがわかりにくい場合がある。

このため、平成11年12月から、当所の判定にて手帳を新規に取得した者とその親の会である「グリーンクラブ」を開催し、本人・家族の話し合いの場や、グループ活動、学習会などの場を提供することと併せて「グリーンクラブ通信」を発行し、情報提供に努めている。また、平成16年12月から外出の機会を増やし、交流・情報交換の機会とすることを目的に「グリーンクラブ」参加者の自主的な課外活動の場として、クラブ幹事が中心となり「ぐりーん・るーむ」を実施している。

活動状況（令和5年度）

実 施 日	内 容	参 加 人 数 (本人含む)
令和5年7月20日	グリーンクラブ例会：フリートーク	10名

「グリーンクラブ通信」の発行状況

発 行 日	内 容	送 付 人 数
令和5年7月14日	活動再開のお知らせ、第1回例会の開催案内	130~140名
令和5年8月29日	第1回例会の振り返り、活動の一時休止のお知らせ	

➤ 令和5年度は新型コロナウイルス感染拡大により休止していた活動を再開したが、再拡大により活動を再度休止している。

## 7 業務統計(令和5年度実績)

### 【1】 相談・判定内容別取扱件数

ア 相談内容別取扱件数(令和元年度～令和5年度)

(単位:件)

年度	実施形態区分	取扱実人数	相談内容									
			施設	職業	医療保健	生活	教育	他の相談	療育手帳			計
									新規	再判定	小計	
R元年度	来所	744	6	136	3	79	2	18	206	538	744	988
	訪問	3	1	0	1	1	0	0	3	0	3	6
	文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<b>合計</b>	<b>747</b>	<b>7</b>	<b>136</b>	<b>4</b>	<b>80</b>	<b>2</b>	<b>18</b>	<b>209</b>	<b>538</b>	<b>747</b>	<b>994</b>
R2年度	来所	459	4	98	0	54	0	53	195	264	459	668
	訪問	2	0	1	0	0	0	0	1	1	2	3
	文書	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	<b>合計</b>	<b>462</b>	<b>4</b>	<b>99</b>	<b>0</b>	<b>54</b>	<b>0</b>	<b>53</b>	<b>196</b>	<b>266</b>	<b>462</b>	<b>672</b>
R3年度	来所	508	6	77	0	37	0	66	154	354	508	694
	訪問	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	文書	4	0	0	0	3	0	0	4	0	4	7
	<b>合計</b>	<b>513</b>	<b>6</b>	<b>77</b>	<b>0</b>	<b>40</b>	<b>0</b>	<b>66</b>	<b>158</b>	<b>355</b>	<b>513</b>	<b>702</b>
R4年度	来所	599	5	89	0	46	1	108	181	418	599	848
	訪問	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2
	文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<b>合計</b>	<b>601</b>	<b>5</b>	<b>89</b>	<b>0</b>	<b>46</b>	<b>1</b>	<b>108</b>	<b>183</b>	<b>418</b>	<b>601</b>	<b>850</b>
R5年度	来所	607	10	270	40	238	3	138	225	382	607	1,306
	訪問	5	0	0	2	2	0	2	3	2	5	11
	文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<b>合計</b>	<b>612</b>	<b>10</b>	<b>270</b>	<b>42</b>	<b>240</b>	<b>3</b>	<b>140</b>	<b>228</b>	<b>384</b>	<b>612</b>	<b>1,317</b>

- 当所では平成22年度より、高機能広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー障害等と診断された方にも必要な福祉的支援を行うため、従来の知的障がい認定基準を広げて判定を行うこととした。そのため、平成24年度には新規判定件数が383件と、相談所開設以来最多の件数となったが、その後は比較的落ち着いて推移している。
- 令和2年度の件数が減少しているが、これは、令和2年4月に厚生労働省より発出された「身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の取扱いについて」に基づき、令和2年3月から令和3年2月までの再認定時期を1年間延長したことによるもの。
- 令和5年度は相談内容の内訳件数が1,317件と例年よりも大幅に増加しているが、これは集計方法の変更に因る影響が大きく、実際的には例年と大きな変化はない。

イ 判定内容別取扱件数（令和元年度～令和5年度）

年度	実施形態区分	取扱実人数	判定内容及び件数					判定書交付件数			証明書等交付件数					
			心理判定	職能判定	医学判定	他	計	療育手帳	その他	計	判定証明	障害年金	各種手当	情報開示	照会回答	計
R元年度	来所	744	700	0	266	0	966	744	0	744	0	0	0	0	0	0
	訪問	3	3	0	0	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0
	文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	22
	<b>合計</b>	<b>747</b>	<b>703</b>	<b>0</b>	<b>266</b>	<b>0</b>	<b>969</b>	<b>747</b>	<b>0</b>	<b>747</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>22</b>
R2年度	来所	459	437	2	219	0	658	459	0	459	0	0	0	0	0	0
	訪問	2	2	0	0	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0
	文書	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	27	27
	<b>合計</b>	<b>462</b>	<b>440</b>	<b>2</b>	<b>219</b>	<b>0</b>	<b>661</b>	<b>462</b>	<b>0</b>	<b>462</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>27</b>
R3年度	来所	508	506	0	110	0	616	508	0	508	0	0	0	0	0	0
	訪問	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	文書	4	3	0	0	0	3	4	0	4	0	0	0	0	14	14
	<b>合計</b>	<b>513</b>	<b>510</b>	<b>0</b>	<b>110</b>	<b>0</b>	<b>620</b>	<b>513</b>	<b>0</b>	<b>513</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>14</b>
R4年度	来所	599	599	0	122	0	721	599	0	599	0	0	0	0	0	0
	訪問	2	2	0	1	0	3	2	0	2	0	0	0	0	0	0
	文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	16
	<b>合計</b>	<b>601</b>	<b>601</b>	<b>0</b>	<b>123</b>	<b>0</b>	<b>724</b>	<b>601</b>	<b>0</b>	<b>601</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>16</b>
R5年度	来所	607	605	0	178	0	783	607	0	607	0	0	0	0	0	0
	訪問	5	5	0	1	0	6	5	0	5	0	0	0	0	0	0
	文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	18
	<b>合計</b>	<b>612</b>	<b>610</b>	<b>0</b>	<b>179</b>	<b>0</b>	<b>789</b>	<b>612</b>	<b>0</b>	<b>612</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>18</b>

➤判定件数は、延べ件数（一人当たり複数の判定を受けている場合がある）。

➤判定書交付件数のうち「その他」は、強度行動障害加算事業判定や年金診断書作成の件数であるが、平成24年度以降は行っていない。

➤証明書等交付件数のうち「照会回答」は、職業センターや警察からの問合せに対するもの。



ウ 療育手帳判定結果

区分	判定結果	判定人数	割合
新規判定	A 重度	11	4.8%
	B 中度	24	10.5%
	B- 軽度	173	75.9%
	非該当	20	8.8%
	保留	0	0.0%
	<b>合計</b>	<b>228</b>	<b>100.0%</b>

➤新規判定では、B-判定が75.9%で最も多く、A判定は4.8%と少ない。

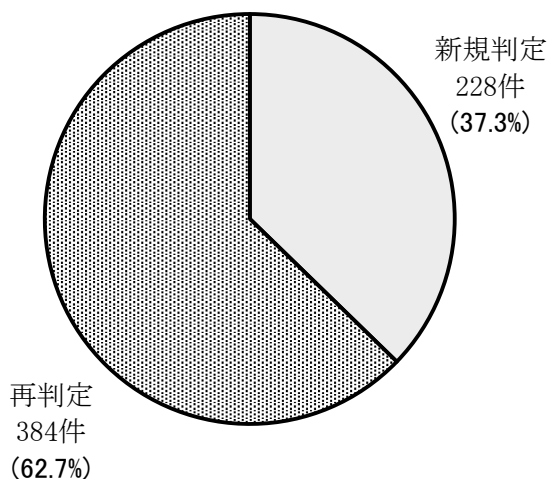
➤新規判定と再判定の割合は、再判定時期を1年延長したことに伴い令和2年には再判定が減少し、概ね1:1.3であったが、令和3年以降は例年通りの概ね1:2程度の割合になっている。

区分	前回程度	判定結果	判定人数	比率
再判定	重度	A	21	100.0%
		B	0	0.0%
		B-	0	0.0%
		非該当	0	0.0%
		保留	0	0.0%
	小計		<b>21</b>	<b>100.0%</b>
	中度	A	9	8.7%
		B	92	88.4%
		B-	3	2.9%
		非該当	0	0.0%
		保留	0	0.0%
	小計		<b>104</b>	<b>100.0%</b>
	軽度	A	0	0.0%
		B	19	7.3%
		B-	240	92.7%
非該当		0	0.0%	
保留		0	0.0%	
小計		<b>259</b>	<b>100.0%</b>	
<b>合計</b>		<b>384</b>		

➤再判定を行った方で、程度変更のなかった者が91.9%で、1段階変更があった者は8.1%であった。

療育手帳の判定区分の割合

年間判定件数：612 件



エ 障がい程度別人数

区分	軽度	中度	重度	最重度	非該当	保留	計
男	231	68	17	11	10	0	337
女	185	67	12	1	10	0	275
<b>計</b>	<b>416</b>	<b>135</b>	<b>29</b>	<b>12</b>	<b>20</b>	<b>0</b>	<b>612</b>
割合	68.0%	22.0%	4.7%	2.0%	3.3%	0.0%	100.0%

オ 年齢別人数

区分	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計	割合
男	222	51	26	30	8	337	55.1%
女	166	46	29	28	6	275	44.9%
計	388	97	55	58	14	612	100.0%
割合	63.4%	15.9%	9.0%	9.4%	2.3%	100.0%	

(うち、新規判定者のみの内訳)

区分	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計	割合
男	30	27	18	21	5	101	44.3%
女	48	27	25	22	5	127	55.7%
計	78	54	43	43	10	228	100.0%
割合	34.2%	23.6%	18.9%	18.9%	4.4%	100.0%	

カ 訪問判定実施状況

(単位：件)

訪問先	矯正施設	福祉施設	医療機関	自宅	その他	計
件数	1	2	1	1	0	5

➤ 矯正施設入所中や障がいの状態等により来所が困難な場合などには、訪問判定を行うことがある。

【2】 心理検査実施状況件数

(単位：件)

区分	検査方法	軽度	中度	重度	最重度	その他	計
知能検査	田中ビネー知能検査	46	19	4	3	2	74
	グッドイナフ人物画知能検査	203	70	14	0	12	299
	ウェクスラー成人知能検査	82	3	0	0	15	100
	鈴木ビネー知能検査	143	61	23	3	3	233
	大脇式知能検査	0	0	0	0	0	0
	コース立方体組合せテスト	0	0	0	0	0	0
小計		474	153	41	6	32	706
発達検査	遠城寺式乳幼児分析的発達検査	0	0	0	8	0	8
	新版K式発達検査	0	0	1	0	0	1
	小計	0	0	1	8	0	9
その他		86	2	0	0	10	98
合計		560	155	42	14	42	813

➤ 知能検査は、「田中ビネー知能検査」(全訂版、V)、「ウェクスラー成人知能検査」(WAIS-III、WAIS-IV)及び「改訂版鈴木ビネー知能検査法」を行い、発達検査は、主に知能指数の算出が困難な者に対して行っている。その他、グッドイナフ人物画知能検査も行っている。

また、必要に応じてP-FスタディやAQ日本語版(自閉症スペクトラム指数)なども行っている。

【3】 電話及び直接相談件数

(単位：件)

相談内容							計
療育手帳	生活	施設	職業	医療保健	教育	その他	306
194	22	10	10	18	1	51	

➤ 電話及び直接相談は、療育手帳に関するもののほか、借金、不適応行動や生活設計に関する事など、生活全般に関わる悩みに関する事も多く、多種多様である。

【4】 合併障害状況等

ア 副診断件数

判定実人数		612
発達障害		270
精神障害	てんかん	33
	総合失調症	10
	気分障害	27
	その他	2
小計		72
身体障害	脳性麻痺	9
	肢体不自由その他	10
	視覚障害	3
	聴力障害	1
	内部障害	1
小計		24
染色体異常	ダウン症候群	11
	染色体異常その他	2
小計		13
行動障害	注意欠陥多動性障害	45
	チック障害	1
小計		46
社会的機能障害	選択性緘黙	1
	コミュニケーション障害他	0
小計		1
行為障害		1
その他(外傷後遺症、脳腫瘍など)		8
合計		435

➤知的機能障がいを主診断、それ以外の診断を副診断としている。

イ 他の障害者手帳所持者数

身体障害者手帳						
1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
15	6	5	3	0	5	34

精神保健福祉手帳			
1級	2級	3級	計
2	23	48	73

➤療育手帳について判定した時点ですでに他の障害者手帳を持っている場合がある。

ウ 不適応行動

(単位：人)

手帳程度	実人員	B-	B	A		その他	計
		軽度	中度	重度	最重度		
	実人員	416	135	29	12	20	612
不適応行動	著しい固執	208	63	20	6	9	306
	独語・独笑	59	33	13	5	0	110
	興奮・パニック	123	48	14	6	5	196
	反抗・易変・易怒	130	42	13	2	6	193
	神経性習癖	57	12	8	2	0	79
	収集癖	92	31	3	2	2	130
	自傷・破衣行為	81	33	15	4	5	138
	多動	43	21	7	5	2	78
	睡眠障害	140	37	7	4	8	196
	他害	32	21	8	5	0	66
	ものこわし	61	25	8	5	2	101
	常同行動	12	4	6	2	0	24
	放浪・無外・徘徊	12	12	2	2	1	29
	夜尿・失禁・漏便	22	16	11	4	1	54
	浪費・借金	117	26	2	0	7	152
	異食・過食・拒食	55	27	12	3	3	100
	無気力・寡動	41	15	1	0	3	60
	性的問題行動	12	8	4	1	0	25
	盗み	19	4	1	0	2	26
	多弁	79	32	7	1	4	123
	緘黙・寡黙	19	6	3	0	0	28
	虚言	36	13	6	0	3	58
	いやがらせ	3	1	3	1	0	8
飲酒・酒乱	13	4	0	0	1	18	
強迫症状	26	1	1	0	1	29	
その他	113	37	11	2	9	172	
計		1,605	572	186	62	74	2,499

➤数値は延べ人数（一人当たり複数の不適応行動がある場合がある）。

➤手帳程度の「その他」には非該当を含む。

【5】 生活状況

ア 居住の形態

(単位：人)

手帳程度	実人数	居 住 の 形 態														
		自宅同居	自宅単身	グループホーム	障害者支援施設	精神科関連病院	通 勤 寮	下 宿	学校寄宿舎	高齢者関連施設	障害児入所施設	児童福祉施設	救護施設	その他の他法施設	その他（生活寮・雇用主等）	
B- 軽 度	416	285	64	48	4	1	0	0	1	1	0	0	0	3	3	
B 中 度	135	98	11	20	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0	1	
A 重 度	29	23	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	最重度	12	9	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	20	13	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	612	428	78	76	9	3	0	0	3	1	0	0	0	3	4	
割合	100.0%	71.0%	12.7%	12.4%	1.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.5%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.7%	

➤ 療育手帳判定者の居住の形態は、自宅同居が71.0%と最多であり、続いて、自宅単身が12.7%、グループホームが12.4%の順となっている。

イ 職 歴

(単位：人)

手帳程度		B- 軽 度	B 中 度	A 重 度		その他	計	割合
				最 重 度				
就 労 中		138	21	0	0	6	165	27.0%
無 職	職歴有	150	43	2	0	14	209	34.2%
	職歴無	128	71	27	12	0	238	38.8%
	小計	278	114	29	12	14	447	-
不 明		0	0	0	0	0	0	0.0%
合 計		416	135	29	12	20	612	100.0%

➤ 「就労」、「職歴」は施設、事業所等の福祉的就労を除く。

## 【6】 知的障害者相談員

知的障害者相談員は、知的障害者福祉法第15条の2の規定により、知的障がい者又はその保護者の相談に応じ、更生のために必要な援助を行うとともに、知的障がい者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、知的障がいについて市民の認識や理解を深めるための関係団体との連携、援護思想の普及、福祉の増進などを職務としている。知的障害者相談員は、区保健福祉部の推薦を受け、19名（各区2名（※手稲区のみ1名））に委託している。

### 1 活動状況

#### (1) 区別相談指導・その他活動件数

(単位：件、割合は%)

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲(※)	合計
総数	31	11	39	16	50	9	25	92	13	21	307
区別割合	10.1	3.6	12.7	5.2	16.3	2.9	8.1	30.0	4.2	6.9	100.0
1人当たり	15.5	5.5	19.5	8.0	25.0	4.5	12.5	46.0	6.5	21.0	16.2

#### (2) 区別相談指導件数の内訳

(単位：件、割合は%)

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計	割合
療育手帳	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1.5
施設活用	0	1	0	1	2	0	0	1	0	1	6	9.2
教育	0	1	3	0	4	1	0	0	0	1	10	15.4
就職	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	4	6.2
住宅	0	0	0	1	5	0	0	0	5	0	11	16.9
年金	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	3.1
医療	0	0	5	0	1	0	0	2	1	0	9	13.8
生活	0	2	1	0	2	0	1	3	0	0	9	13.8
家族関係	0	0	1	0	2	0	1	2	0	0	6	9.2
その他	0	0	0	0	1	1	1	2	1	1	7	10.8
合計	0	6	12	2	18	3	4	10	7	3	65	100.0
区別割合	0.0	9.2	18.4	3.1	27.7	4.6	6.2	15.4	10.8	4.6	100.0	—
1人当たり	0.0	3.0	6.0	1.0	9.0	1.5	2.0	5.0	3.5	3.0	3.4	—

#### <その他活動の内訳>

(単位：件、割合は%)

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計	割合
家庭等の訪問	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	12	5.0
市機関の連絡	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0.8
区民生委員との連絡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
相談員との連絡	21	0	0	2	1	0	0	31	0	0	55	22.7
諸会合・行事参加	9	5	13	12	28	4	13	43	6	17	150	62.0
その他報告活動等	1	0	2	0	3	0	8	8	0	1	23	9.5
合計	31	5	27	14	32	6	21	82	6	18	242	100.0
区別割合	12.8	2.1	11.1	5.8	13.2	2.5	8.7	33.9	2.5	7.4	100.0	—
1人当たり	15.5	2.5	13.5	7.0	16.0	3.0	10.5	41.0	3.0	18.0	12.8	—

### 2 相談・調整件数年度推移

(単位：件)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談指導	128	89	135	88	65
その他活動	309	132	164	191	242
合計	437	221	299	279	307

## 8 資料

療育手帳所持者数(札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課統計)

### 【1】各区別の療育手帳所持者数

(令和6年4月1日 現在)

	各区総人口			療育手帳所持者数			手帳所持者比率(%)		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	総数
中央	27,890	216,653	244,543	408	1,378	1,786	1.5	0.6	0.7
北	39,557	243,979	283,536	825	2,425	3,250	2.1	1.0	1.1
東	34,916	225,277	260,193	938	2,583	3,521	2.7	1.1	1.4
白石	25,693	187,652	213,345	548	2,136	2,684	2.1	1.1	1.3
厚別	14,628	108,961	123,589	271	1,148	1,419	1.9	1.1	1.1
豊平	27,260	199,331	226,591	519	1,793	2,312	1.9	0.9	1.0
清田	16,399	93,291	109,690	304	855	1,159	1.9	0.9	1.1
南	16,437	117,159	133,596	373	1,309	1,682	2.3	1.1	1.3
西	29,269	189,109	218,378	507	1,949	2,456	1.7	1.0	1.1
手稲	20,229	119,902	140,131	473	1,262	1,735	2.3	1.1	1.2
<b>総数</b>	252,278	1,701,314	1,953,592	5,166	16,838	22,004	2.0	1.0	1.1

➤各区総人口は、住民基本台帳に基づく人口数

### 【2】療育手帳所持者数の推移(令和2年度～令和5年度)

(各年度末日 現在)

年度 区分	札幌市							
	令和2年度	割合	令和3年度	割合	令和4年度	割合	令和5年度	割合
総数	19,977	100.0%	20,498	100.0%	21,193	100.0%	22,004	100.0%
A	6,128	30.7%	6,191	30.2%	6,284	29.7%	6,405	29.1%
B	4,192	21.0%	4,252	20.7%	4,334	20.4%	4,380	19.9%
B-	9,657	48.3%	10,055	49.1%	10,575	49.9%	11,219	51.0%
18歳未満	4,939	24.7%	4,927	24.0%	4,983	23.5%	5,166	23.5%
A	1,182	23.9%	1,165	23.6%	1,209	24.3%	1,270	24.6%
B	658	13.3%	658	13.4%	679	13.6%	666	12.9%
B-	3,099	62.8%	3,104	63.0%	3,095	62.1%	3,230	62.5%
18歳以上	15,038	75.3%	15,571	76.0%	16,210	76.5%	16,838	76.5%
A	4,946	32.9%	5,026	32.3%	5,075	31.3%	5,135	30.5%
B	3,534	23.5%	3,594	23.1%	3,655	22.6%	3,714	22.1%
B-	6,558	43.6%	6,951	44.6%	7,480	46.1%	7,989	47.4%

MEMO





**事業概要**  
令和6年度版  
(令和5年度実績)  
令和6年10月発行

編集・発行 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい者更生相談所  
〒063-0802  
札幌市西区二十四軒2条6丁目1番1号  
(札幌市身体障害者福祉センター3F)  
電話 身体障がい相談係 011-641-8852  
知的障がい相談係 011-688-7300  
FAX 011-641-8686 (両係共通)  
URL <https://www.city.sapporo.jp/kosei-sodan/>

市政等資料番号	01-F04-24-1963
関係部局保存期間	1年